

青少年育成委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、青少年育成委員会（以下「本会」という。）と称し、事務所を戸隠地区住民自治協議会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、将来の戸隠地区を担う子どもの育成を推進するため、家庭、保育園、学校、地域の連携を図り、健全で健やかな青少年育成に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「戸隠教育計画」の実施に関する事業
- (2) 地域と学校の連携事業に関する事業
- (3) 青少年健全育成事業に関する事業
- (4) 学校教育等への支援、外部評価に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会の委員は別表で掲げる者で構成する。

- 2 事業遂行にあたり、別に小委員会を設置することができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 本会の会議は、委員長が必要と認めるとき開催する。

- 2 構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(会計)

第9条 本会の経費は、住民自治協議会の会計をもって充てる。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【構成】

所 属		人 数	備 考
地区青少年育成委員	各区1名	15	地域公民館、育成会、区
戸隠地区民生児童委員会		2	主任児童委員
とがくし保育園保護者会		1	会長
戸隠小学校PTA		1	副会長
戸隠中学校PTA		1	副会長
とがくし保育園		1	園長
戸隠小学校		1	校長
戸隠中学校		1	校長
とがくしっこ応援団		2	正副団長
戸隠子どもプラザ		1	施設長
計		26	